

平成 28 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ミライト・ホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 鈴木 正俊
(コード番号：1417 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役総務人事部長 十河 政史
(TEL 03-6807-3111)

株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、本日、以下の通り株主優待制度を変更することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は株主の皆様への感謝の意を込め、毎年3月31日現在の株主様を対象に株主優待制度を実施してまいりました。今般、長期保有していただいている株主様に対して、長らくのご支援にお応えすること等を目的として株主優待制度の内容を変更いたします。

2. 変更の内容

(1) 現行の優待内容

保有株式数	優待品	基準日	発送時期
100株以上	1,000円相当のギフト券 ・花とみどりのギフト券 ・図書カード ・QUOカード の中から1つを選択	毎年 3月31日	基準日の 属する年の 7月中旬頃

(2) 変更後の優待内容

継続保有期間	保有株式数	優待品	基準日	発送時期
1年未満	100株以上	なし	毎年 3月31日	基準日の 属する年の 7月中旬頃
1年以上3年 未満	100株以上	1,000円相当のQUOカード または 同等額の社会貢献活動団体への寄付		
	1,000株以上	2,000円相当のQUOカード または 同等額の社会貢献活動団体への寄付		
3年以上	100株以上	1,000円相当のQUOカード または 同等額の社会貢献活動団体への寄付		
	1,000株以上	3,000円相当のQUOカード または 同等額の社会貢献活動団体への寄付		

(注) 1. 継続保有期間とは、100株以上の株式を取得したことが当社株主名簿に記録された日から各基準日（毎年3月31日）までの継続して保有した期間をいいます。

2. 株主優待の対象となる株主様は、継続保有期間のいずれの時点においても、同一株主番号で100株以上を1年以上保有していることが、当社株主名簿の記録により確認できる株主様とします。なお、相続、株主名簿からの除籍等により株主番号が変更になった場合は、変更後の株主番号において継続して保有した期間により判定いたします。

※継続保有期間について

- ・1年以上保有とは、株主名簿基準日（9月30日及び3月31日）の株主名簿に100株以上の保有が同一株主番号で3回以上連続して記録されたことをいいます。
- ・3年以上保有とは、株主名簿基準日（9月30日及び3月31日）の株主名簿に100株以上の保有が同一株主番号で7回以上連続して記録されたことをいいます。

3. 株主優待のご案内と申込書については、定時株主総会の招集ご通知に同封しお送りいたします。

3. 変更の実施時期

- ・平成29年3月31日現在（基準日）の株主名簿に記録された株主様より、新制度を適用いたします。

なお、新制度における継続保有期間の判定については、平成29年3月31日（基準日）から過去に遡って行うことといたします。

- ・平成28年3月31日現在（基準日）の株主名簿に記録された株主様については、現行の株主優待制度を適用いたします。（100株以上保有の株主様に一律1,000円相当のギフト券。※選択制）

以上